

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公表（見える化要件）

当法人でも介護職員等処遇改善加算の算定を行っています。

賃金改善以外の処遇改善に関する取り組みを自社ホームページで公表することが、同加算算定要件とされています。

1. 入職促進

- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度の構築をしています。
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用を行っています。

2. 資質向上

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動を行っています。
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談機会を設けています。

3. 多様な働き方

- ・子育てや家族等の介護と仕事を両立するため、育児介護休業規程を設けています。
- ・有休休暇の取得促進のため、各事業所間で情報共有し、業務の標準化をしています。

4. 健康管理

- ・法人の要件により短時間勤務労働者等も対象とし、健康診断を実施しています。また、従業員のための休憩室の設置もされています。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成をしています。

5. 業務改善の取り組み

- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施しています。
- ・5S活動を実践し、職場環境の整備を行っています。
- ・介護ソフトや情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末）を導入しています。

6. やりがい・働きがいの醸成

- ・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善の仕組化をしています。
- ・地域包括ケアの一員として、地域の児童や住民との交流を図っています。